

区分			金額	摘要
使用料	分べん料	分べん介助料	138,000円	
		衛生材料	実費	
	排泄ケア料		1日につき600円	
	病衣貸付料		1日につき80円	
	患者外給食料		1食につき600円	
	新生児保育料	新生児室を利用する場合	1日につき8,000円	
		新生児室を利用しない場合	1日につき5,600円	
	新生児聴覚検査料(自動ABR)		1回につき5,000円	
	乳房マッサージ料		1回につき2,000円	
	妊婦診察料		1回につき3,500円	
	母乳外来指導料		1回につき3,000円	
	産前教室		1回につき500円	
	産後2週間健診料		1回につき2,000円	
	産後2週間健診料(訪問型)		1回につき5,000円	
	産後デイケア料		1回につき11,100円	
	育児指導(訪問型)		1回につき4,000円	
	一般健康診断料		1人につき11,900円	
	人間ドック検診料		1人につき30,000円	
	脳検診料		1人につき17,300円	
	お手軽脳ドック料		1回につき11,100円	
	肺がん検診料		1人につき1,300円	
	低線量肺がんCT検診料		1回につき5,550円	
	婦人科検診料(子宮・卵巣がん)		1人につき9,500円	
	死体検案料		1回につき3,700円	
	子宮内避妊器具の挿入及		挿入する場合にあっては使用	

び除去料		した器具の実費に51,100円を加算した額、除去する場合にあつては19,800円	
予防接種料	インフルエンザ(1回目)	使用した薬剤の実費に1,520円を加算した額	
	インフルエンザ(2回目)	使用した薬剤の実費に760円を加算した額	ただし、1回目を他の医療機関で受けた場合は、使用した薬剤の実費に1,520円を加算した額
	上記以外の予防接種	使用した薬剤の実費に3,300円を加算した額	
配偶者間人工授精(AIH)料		1回につき3,950円	
特別病室使用料		1日につき12,000円	
個室使用料		患者の希望により1人で1室を使用する場合は1日につき1,000円	
特別長期入院料		1日につき2,330円	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。)第8号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院(告示第498号第9号に規定する者に係るものを除く。)に係る特別な料金
薬価基準未収載薬剤の投与に係る薬剤料		実費	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく承認を受けた医薬品のうち、薬価基準

					に収載されていないものの 投与に係る薬剤料に相当する療養部分の費用
	薬価基準収載薬剤の承認 外投与に係る薬剤料	薬価基準の別表に定める価格			薬価基準に収載されている 医薬品の医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律に規定 する承認に係る用法、用量、 効能又は効果と異なる用法、 用量、効能又は効果に係る投 与(告示第498号第5号に規 定する医薬品の投与に限 る。)に係る薬剤料に相当する療養部分の費用
	医科診療報酬点数表に規定する回数を超えた診療に係る診療料	診療報酬の算定方法の例により算定した費用の額			告示第498号第7号の8に規定する診療(企業長の定めるものに限る。)であって、医科診療報酬点数表に規定する回数を超えて受けたものに係る費用
	産科医療補償加算料	1児につき16,000円			
	死後処置料	ペースメーカーあり	1体につき6,200円		
		ペースメーカーなし	1体につき3,670円		
	交通費	公用車使用	1キロメートルにつき20円(1キロメートル未満の端数があるときは20円を加算する。)		紋別市以外の市町村の往診、 訪問看護等に係るもの(往復)
		バス・タクシー使用	実費		
手	文書料	診断書	甲	1通につき4,000円	各種保険、年金等の請求に係る

数 料				る診断書等複雑な診断書
		乙	1通につき3,000円	死亡診断書等一般的な診断書
		丙	1通につき1,500円	進学、就職、欠勤等に係る簡易な診断書
	証明書	甲	1通につき2,000円	出生証明等に係る証明書
		乙	1通につき1,500円	入院証明、期間証明等に係る証明書
	診療費明細書		1通につき2,000円	
	レントゲン複写料		フィルム1枚につき700円	
	カルテ複写料		1枚につき10円	
	画像複写料(CD—R)		1枚につき500円	
	その他の給付に係る料金			原価計算又は実費相当額を基礎として企業長が定める額